2020年度(2021年度活用分)調整力調達に係る意見募集の回答について

202	·U干及(2021干及) 要網	古用フ	び) 調発刀 調達に係 該当箇所	そる意見募集の回答について ご意見・お問い合わせ・理由	当社からの回答
1	電源 I ′ 厳気象対応調整力			契約書【発電設備用】(案) 第10条で、発電機(既設)に計量器等を設置する場合、原則として貴社が選定・所有・取付を行うとされていますが、計量器等の設置には概ねどの程度の期間が必要でしょうか?	設備の状況等に依りますので、具体的な内容については個別にお問い合わせください。
2	電源 I ′ 厳気象対応調整力			No.1 と関連しますが、落札者決定後に、計量器等の設置を正式に依頼(工事費負担金契約の締結)しても間に合うでしょうか?	設備の状況等に依りますので、具体的な内容については個別にお問い合わせ・お申込みいただいた上で、契約 開始迄に計量器取り付け・取り替えが完了するよう調整をお願いいたします。
3	電源 I ′ 厳気象対応調整力			発電機 (特定のユニット) による入札に関して、設備容量 (定格電力) 以下の容量で電源 I '厳気象対応調整力の提供に関する契約を締結し、調整力の提供期間において設備容量のうち電源 I '厳気象対応調整力契約電力分以外の容量を小売電気事業者に供給することは可能でしょうか?	契約設備の設備容量のうち、電源 I '厳気象対応調整力の契約電力以外の容量について、提供期間中に小売電気事業者等に供給(販売) することは可能です。
4	電源 I ′ 厳気象対応調整力			上記No.3の質問に関連し、仮に、小売電気事業者に供給可能であった場合、なぜ需給調整市場への入札することはできないのか、ご教授ください。	当該取り扱いについては、詳細をHPに公表しておりますので、ご確認ください。
5	電源I´厳気象対応調整力	P26 P56	要綱 第5章 3.(1)ヌ 要綱 第8章 1.(11)	(原案) 電源 I '厳気象対応調整力契約電力を同契約の目的以外に活用しない (修正案) 電源 I '厳気象対応調整力契約電力を同契約の目的以外に活用しない。なお設備容量のうち、同契約電力分以外 の容量については、小売電気事業者に供給等して構わない。 【理由】 設備容量(発電機の場合、定格出力)のうち、調整力契約以外の容量については、調整力契約以外に供出(他の小売事業者への供給等)することができることを明記して頂きたいため。	既に契約電力に限定した記載となっておりますので、原案どおりといたします。
6	電源 I ´厳気象対応調整力	P59	要網 第9章 2. (2)	(原案) 計量単位の集約を希望する場合は個別に協議させていただきます。ただし、計量単位に含まれる全ての発電機について電源 I '厳気象対応調整力契約を締結し、全ての発電機の調整力提供に関わる申出単価 (V1、V2 (下げ調整に応じていただける契約者に限ります。)) が同一であること等が条件になります。 (要望) 計量単位の集約を希望する場合でも、計量単位に含まれる発電機の容量のうち、一部容量について電源 I '厳気象対応調整力契約を締結できるようにし、残り容量は小売り電気事業者への供給力などとして提供できるように変更をお願いしたい。 [理由] 弊社では、同一発電所内の複数の発電機で計量単位を集約し、かっ、その発電所全体の容量の一部を調整力、重複しない残り容量を一分である。この場合、ある発電機を電源 I '厳気象対応調整力、重複しない残り容量を一分である。この場合、ある発電機を電源 I '厳気象対応調整力、別の発電機を供給力とするようなユニットで区分する運用ではなく、全台で部分負荷運転を行い、小売り事業者への供給力を提供しているところ、電源 I 'の指令があった場合に増出力を行うといった運用を、設備制約上行わざるを得ないため。	計量単位に含まれる発電機の電力量の仕分けができないため、条件を設定しておりますので、ご理解をいただき まずようお願いいたします。
7	電源 I ′厳気象対応調整力	P22 P56	要綱 第5章 1.(5)木 要綱 第8章 1.(11)	(原案) 電源 I ´厳気象対応調整力契約を締結する契約設備を用いて、電源 I ′厳気象対応調整力提供期間に設備容量から電源 I ′厳気象対応調整力契約電力を除いた容量を需給調整市場に入札することはできません。(※) ※当該取り扱いについては、関係箇所と調整の上、検討を進めていきます。検討の結果、取り扱いが変更となる可能性があります。 (要望) 取り扱い検討中とあるが、調整力契約電力を除いた容量も需給調整市場に入札できるよう、当該記載を削除するようお願いしたい。	当該取り扱いについては、詳細をH Pに公表しておりますので、ご確認ください。
8	電源 I ′ 厳気象対応調整力	P22	要綱 第5章 1. (5) 木	(原 案)電源 I ′ 厳気象対応調整力契約を締結する契約設備を用いて、電源 I ′ 厳気象対応调整力提供期間に設備容量から電源 I ′ 厳気象対応調整力契約電力を除いた容量を需給調整市場に入札することはできません。(※)※当該取り扱いについては、関係箇所と調整の上、検討を進めていきます。検討の結果、取り扱いが変更となる可能性があります。(修正案)上記の記載は不要。[理由]・第47回制度設計専門会合において「電源 I ′ の他市場での活用」については議論されており、電源 I ′ の他市場(三次調整②等)での活用については、活用していて方針で進めていくとの整理がなされていると思われるため、原案の文章自体が不要ではないか。国の方針と当該記載箇所との関係性(不整合)についてどのようにお考えか。・なお、電源 I の話にはなるが、需給調整市場取引ガイドの「発電リソースにおけるアセスメント I の算定式」において、「供出可能量=発電上限電力・予電計画電力・電源 I 契約等契約電力の記載があり、需給調整市場への供出可能量として、電源 I 契約等契約電力を除いた分が認められている。また、【要網 第8章 1、(11)}には「電源 I ′ 厳気象対応調整力契約における電源 I ′ 厳気象対応調整力と対別に、供給力を小売電気・事業者に提供することを否定するものではありません。」との記載もある。このように他の用途への利用が認められている事例のある中で、需給調整市場への入札が制約される点については違和感を覚えるが、この点についてどのようにお考えか。	当該取り扱いについては、詳細をH Pに公表しておりますので、ご確認ください。
9	電源 I ´厳気象対応調整力	P25	要網 第5章 3. (1) 二 (八)	(原 案)当社からの電力の供出指令および要請は、1日1回を基本としますが、別途協議のうえ、1日に複数回の指令を行う場合があります。なお、連日の発動となる場合があります。 [コメント] 1日に複数回の指令が行われる場合のベースラインの考え方 (作成法) についても合わせて示していただきたい。その考え方により1回目の発動後のオペレーションが変わる可能性があるため。 ※「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」にも記載が見当たらないため	1日に複数回の指令に応じていただく場合には別途協議をいたしますので、評価方法についても都度協議させ ていただきます。
10	電源 I ′厳気象対応調整力	P51	要網 第8章 1. (6)	(原 案)提供期間においては、常時、当社からの指令に応じていただく必要がありますので定期点検、補修作業等による停止はできません。 (修正案)提供期間において、常時、当社からの指令に応じていただく必要がありますので定期点検、補修作業等による停止はできません(但し、当社からの指令に応じていただける範囲での定期点検、補修作業等を除外するものではありません)。 【理由】提供時間内に確実に対応できる場合であれば、その前後において点検作業等を実施しても支障をきたすことはないと考えらえるため。	契約電力を供出いたたける状態にしていたたくへきという内容とこ理解くたさい。なおいすれにしましても、当社からの発動指令に対して初約零力が出出できない場合はペナルディの対象にかります
11	電源 I ′ 厳気象対応調整力	P56	要綱 第8章 1. (11)	(原 案)また、提供期間において、設備容量のうち、電源 I ' 厳気象対応調整力契約電力分以外の容量を、需給調整市場へ入 札することはできません。 (修正案) 上記の記載は不要。 [理由] ・第47回制度設計専門会合において「電源 I ' の他市場での活用」については議論されており、電源 I ' の他市場 (三次調整② 等) での活用については、活用していく方針で進めていくとの整理がなされていると思われるため、原案の文章自体が不要ではない か。国の方針と当該記載箇所との関係性 (不整合) についてどのようにお考えか。 なお、電源 I の話にはなるが、需給調整市場取引ガイドの「発電リソースにおけるアセスメント I の算定式」において、「供出可能量 = 発電上限電力 - 発電計画電力 - 電源 I 契約等契約電力」の記載があり、需給調整市場への供出可能量として、電源 I 契 約等契約電力を除いた分が認められている。また、{ 要網 第8章 1. (11)} には「電源 I ' 厳気象対応調整力とは別に、供給力を小売電気事業者に提供することを否定するものではありません。」との記載もある。この ように他の用途への利用が認められている事例のある中で、需給調整市場への入札が制約される点については違和感を覚えるが、こ の点についてどのようにお考えか。	当該取り扱いについては、詳細をH Pに公表しておりますので、ご確認ください。
12	電源I′	P19	要綱 第5章 1. (1) 他	(原 案) 東北電力株式会社 (修正案) 東北電力ネットワーク株式会社 【理由】 誤記と思われるため。また,他の同様個所についても修正願う。	ご指摘を踏まえ、修正いたします。
13	電源I′	P19	要綱 第5章 1. (3)	(原 案) 当社からのオンライン指令により出力調整・・・。 (修正案) 当社または属地TSOからのオンライン指令により出力調整・・・。 [理由] 東京エリア外の電源等は属地TSOからの指令により出力調整するため。	ご指摘を踏まえ、修正いたします。
14	電源 I ′	P45	要綱 第7章 3. 〔ステップ4〕	(原 案) 当該東北案件の容量単価に●●●円/kWを加算し、・・・。 (修正案) ステップ4を削除。 【理由】東北案件のみ不利な扱いとなるため。合理的な他社との差異がないのであれば、要件統一の観点から削除してはどうか。	電力・ガス取引監視等委員会(経済産業省)の第48回制度設計専門会合(2020年6月30日)において示されたとおり、域外からの応札の評価方法は電力・ガス監視等委員会事務局から通知された内容にもとづき、記載しております。
15	電源I周波数調整力	P25	要綱 第5章 3. (1) □	(原 案) ロ5分以内に出力増加可能 当社からの専用線オンライン指令 (簡易指令システムを用いたものを除きます。) により、5分以内に電源 I 周波数調整力契約電力の出力増加が可能であることが必要です。 なお、応札者が自らの発電販売計画等のためには系統並列が不要と判断した場合においても、当社は電源 I 周波数調整力契約に基づき系統並列を指令することがありますが、発電パランシンググループの発電計画値に織り込む必要はありません。 (確 認)上記、なお書きについて、自らの発電販売計画等で系統並列が不要かつ責社からの系統並列指令が無い場合は系統へ常時並列をする必要がないという理解でよいか。また、火力発電設備などの停止状態から系統並列までに時間を要する設備について、電源 I 周波数調整力として使用されるにあたっては、あらかじめ責社からの起動指令を受けたのち、系統並列を実施すればよいとの理解でよいか。	ご理解の通り、自らの発電販売計画等で系統並列が不要かつ当社からの系統並列指令が無い場合に、常時系統に並列していただく必要はありません。当社が必要とする場合は、電源 II 契約に基づき、予め起動の指令を実施いたします。
16	電源 I 需給バランス調整力	P24	要綱 第5章 3. (1) □	(原 案) □ 15 分以内に出力増加可能 当社からの専用線オンライン指令(簡易指令システムを用いたものを除きます。)により、15 分以内に電源 I 周波数調整力契約電力の出力増加が可能であることが必要です。 なお、応札者が自らの発電販売計画等のためには系統並列が不要と判断した場合においても、当社は電源 II 周波数調整力契約に基づき系統並列を指令することがありますが、発電パランシンググループの発電計画値に織り込む必要はありません。 (確 認)上記、なお書きについて、自らの発電販売計画等で系統並列が不要かつ責社からの系統並列指令が無い場合は系統へ常時並列をする必要がないという理解でよいか。また、火力発電設備などの停止状態から系統並列までに時間を要する設備について、電源 I 需給バランス調整力として使用されるにあたっては、あらかじめ責社からの起動指令を受けたのち、系統並列を実施すればよいとの理解でよいか。	ご理解の通り、自らの発電販売計画等で系統並列が不要かつ当社からの系統並列指令が無い場合に、常時 系統に並列していただん必要はありません。当社が必要とする場合は、電源Ⅱ契約に基づき、予め起動の指令 を実施いたします。

2020年度(2021年度活用分)調整力調達に係る意見募集の回答について

202		古用)		る意見募集の回答について	
	要綱		該当箇所	ご意見・お問い合わせ・理由	当社からの回答
17	電源 I '厳気象対応調整力	P12	第3章 用語の定義 1. 契約·料金関連 (10)基本料金	(原 案)契約設備がkWを供出するために必要な費用への対価をいい、入札時に確定した価格を契約月数で除し、毎月精算いたします。 (質問・修正案) 調整力提供期間が改めて6ヵ月とされ容量価格を12ではなく6で除することとなっていますが、落札価格に関しても極端な例ではありますが、昨年度の半分程度を期待することになるのでしょうか。昨年度からの変更を踏まえて、年間のkW価値、基本料金の考え方につき、明示的にご説明・ご記載いただけないでしょうか。 [理由]基本料金の考え方につき、全ての応札事業者が共通の理解・認識をもって入札し、公募が適切な競争入札として機能するため	容量価格につきましては、募集要網に定める提供時間(※)において、弊社からの指令を受け、契約電源から 厳気象対応調整力を確実に提供いただために要する費用を勘案のうえ設定してください。 なお、本回答内容は募集要網にも反映いたします。 ※ 提供期間(厳気象月)の平日 9 時~ 2 0 時
18	電源 I '厳気象対応調整力	P12	第3章 用語の定義 1. 契約-料金関連 (10) 基本料金	【質問】 募集される提供期間が半分となり落札価格も同程度に下がることが期待さるとすると、DRの場合は電源と異なり、需要抑制を実施する需要家では抑制による生産ロス等のコストがボトルネックとなります。 依然、発動回数が同じてある場合、提供期間に比例したコストダウンすることは難しく半額化する落札価格への追従が難しくなる場合がありますが、この点はどのようにお考えでしょうか。	容量価格につきましては、募集要綱に定める提供時間(※)において、弊社からの指令を受け、契約電源から 厳気象対応調整力を確実に提供いただくために要する費用を対象としております。 なお、需要抑制に伴う変動費相当については、従来通り電力量価格に反映していただきますようお願いいたしま す。 ※ 提供期間(厳気象月)の平日9時~20時
					※ DELCANIED (WXX/SACD) の十口 hind. ~ Z O nid
19	電源 I '厳気象対応調整力	P28	第6章 応札方法 1	(原 案)応札者は、当社に対して、下記のとおり、入札書を募集期間内に2部(本書1部、写し1部)提出してください 八 提出場所 〒100-8560 東京都干代田区内幸町一丁目1番3号 東京電力パワーグリッド株式会社 経営企画室 電源調達・契約グループ (修正案) インターネットを活用したデジタル入札をご検討いただけないでしょうか。その際、例えば容量市場メインオークション向けの 入札システムをうまく活用することはできないでしょうか。あるいは、入札書(様式1)を郵送提出とし、添付書類についてはメールへの 添付ファイルでの提出も可とすることをご検討いただけませんでしょうか。 [理由]新型コロナウイルスによる昨今の情勢を鑑み、対面での入札書提出が出来ない可能性があるため [補足] 意見提出時期の7月末に他社TSO様と面着打合セ予定だったものの、新型コロナウイルス感染者の数が増えたため、急遽 ウェブ会議への変更となった経緯あり	新型コロナウイルスの影響を踏まえ、今年度については郵送による応札についても可といたします。郵送による応札方法については募集要綱をご確認ください。 なお、郵送での応札の場合は添付書類も含めて郵送をお願いいたします。添付書類も含めて入札書類としておりますので、一部のみ郵送いただいた入札書は無効とさせていただきますのでご注意ください。
				フェンスの数、ペンタスという ハンドエドログブ	
20	電源 I '厳気象対応調整力	P44	第7章 評価及び落札案件の 決定の方法 3. 〔ステップ2〕 非価格要素評価点の算定	(修正案)端境期の電源 I '発動を任意対応ではなく、通年対応を申告できる仕組みもご検討いただけないでしょうか。また、当該申告の際、非価格要素として評価をする仕組みもご検討いただけませんでしょうか。 【理由】将来の容量市場における発動指令電源との整合性が取れるため	2020.5.18 (第47回) 制度設計専門会合 (資料4) において、「発電・小売電気事業者からは、夏季・冬季以外など電源 I ' の発動見込みがない場合には、卸電力市場等で活用したいというニーズ I を踏まえ、電源 I ' 厳気象対応調整力提供期間を厳気象時期に設定しており、当該提供期間において必要な供給力を募集しております。提供期間外における追加のご対応に対して評価はいたしませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。
21	電源 I '厳気象対応調整力	P48	第8章 契約条件 (3)從量料金イ	(修正案)上述の通年対応での公募が難しい場合、端境期の従量料金につき、別途異なる価格での上限設定をご検討いただけませんでしょうか。 [理由]端境期におけるkW価値の基本料金が発生しないとなると、電源 I '提供期間と比較して、端境期の需要抑制の限界費用が高くなるため (参考) [第36回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 (2019年2月19日) 議事録抜粋] 『出来る限り年間で対応できる。春や秋でも有り得るのは、確かにその通りで、予想外れや太陽光発電の出力予測外れに対して電源 I 'で対応できることはあると思う。出来得る限りと記載してあるので大丈夫だとは思うが、供給力として見込む形にして年間いつでも発動できる形とするのが良いのか、あるいは夏と冬に限定し、春や秋に発動する場合には、例えば、Wh価格で割増して回数の枠外で発動できるような契約を予め締結しておく等、様々な方法があると思うので、1つに決め打ちせずに、どのような方法が、一番コストが低く、かつ供給安定に資するのかを考えていく必要があると思う。』(松村委員)	端境期の従量料金の単価については、一定の規律を求めるために、厳気象期と同一の上限単価を設定することとさせていただきます。
22	電源 I '厳気象対応調整力	P56	第8章(11) 目的外利用の禁止	【質問】調整力提供期間が6ヵ月となったことで、端境期には電源 Ι΄と同じリソース・kWを用いて、他市場すなわちJEPXや相対の kWh取引、もしくは需給調整市場3次調整力②ヘΔkW取引で参加が可能になるという理解で正しいでしょうか。	端境期においては、電力卸市場や相対契約での活用は可能です。なお、需給調整市場の扱いについては、詳細をHPに公表しておりますので、ご確認ください。
23	電源 I '厳気象対応 調整力	P28	要網 第6章 1. (1)口	(原 案)入札書類は部単位にまとめ、一式を、それぞれ封緘、封印のうえ、持参してください。 (修正案)郵送や電子メール等持参以外の提出を可としてほしい。 [理由]新型コロナウイルスの感染拡大リスクを踏まえ、県をまたぐ移動を極力回避するため、持参以外の提出方法を認めていただきたい。(貴社に限らず各TSO共通の措置としていただきたい。)	新型コロナウイルスの影響を踏まえ、今年度については郵送による応札についても可といたします。郵送による応札方法については募集要綱をご確認ください。 なお、郵送での応札の場合は添付書類も含めて郵送をお願いいたします。添付書類も含めて入札書類としておりますので、一部のみ郵送いただいた入札書は無効とさせていただきますのでご注意ください。
24	全般	-	-	前回公募からの変更点や需給調整市場(およびその他新市場)との連関等を纏めた資料を公表される予定はないか。	予定しておりません。
25	電源 I 周波数調整力 電源 I 需給バランス調整力 電源 I '厳気象対応調整力	-	要網 第5章(1)	各要綱毎の募集容量はいつ頃決定される見通しか。	2020年度調整力公募開始時に、確定した募集要綱にて募集量を公表いたします。
26	電源 I ´厳気象対応調整力	P49	要綱 第8章1(3)二	「契約設備が電源 II 周波数調整力契約または電源 II 需給バランス調整力契約を締結した場合は、イ、ロの単価にもとづき、調整電力量料金とあわせて算出し、精算いたします」とあるが、この場合は料金収受は電源 II と同様に翌々月になるということでよいか。	電源 I 周波数調整力契約または電源 I 需給バランス調整力契約に基づき、料金の算定期間の翌々月に精 算いたします。
27	電源 II 周波数調整力 電源 II 需給バランス調整力	P6	契約書 第7条第1項	(原 案) …電源 I 「厳気象対応調整力契約書にもとづくものとする。 (修正案) …電源 I 「厳気象対応調整力契約 <mark>書 (削除)</mark> にもとづくものとする。 【理由】他契約との表現統一	ご指摘を踏まえ、修正いたします。
28	電源 II 周波数調整力電源 II 需給バランス調整力	P6	契約書 第8条第3項	(原 案) …本契約に付帯して交換する申合書および別途締結する電源 I 需給バランス/周波数調整力契約等を遵守するものとする。 (修正案)…本契約に付帯して交換する申合書 および別途締結する電源 I 需給バランス/周波数調整力契約 (削除)等を遵守するものとする。 【理由】必ずしも電源 I 契約を締結するものではないため。	電源 I 需給バランス/周波数調整力契約を締結されない方と契約を締結する場合は、個別の契約書上で反映することといたしますので、契約書のひな型としては原案通りといたします。
29	電源Ⅱ周波数調整力	P36•38	要綱 第7章 1. (3)イおよび※	(原 案) イ、契約者は、契約期間の開始までに、(途中省略)あらかじめ需給調整市場システムに登録していただきます。※単価登録および単価変更をするために必要となる電源等データ等その他の情報についても、あらかじめ需給調整市場システムに登録していただきます。 (意見)システムへの登録はいつから可能と考えればよいか。できれば公募開始前に需給調整市場システムの操作方法がわかる資料等を公表(もしくは公表時期を要綱に明記)いただきたい。 [理由]現時点で、取引ガイドにも、操作方法や画面遷移等の詳細な説明はないため、GCまでの単価変更含めた運用検討ができないため。また、電源等データの登録に関しては、登録ユニット数が多い事が想定されるため。	システム操作方法等については、準備が整い次第、HP上で公表させていただく予定です。
30	電源 I /厳気象対応調整力	P20	第5章1.(5)イ	広域調達(他エリアからの調達)に関して重複案件でないことを条件に、地内のリソースと併せて1つの入札とさせていただきたい。 理由) 広域調達のみだと最低入札容量に満たない場合もあり、参入障壁となっているが、合算可能となると裾野が広がると考えられるため。	複数エリアのリソースを組合せて1案件とした場合、連系線の活用枠が決まらないことや運用上各リソースへの指令値が確定できないため、同一エリアのリソースのみを組み合わせて1案件として入札いただくようお願いいたします。
31	電源 I /厳気象対応調整力	P55	第8章 イ (10)ロ	ベースラインに関してベースライン決定の要素として、ERABガイドラインにおける標準ベースラインとあるが、募集要項の時点で、何年何月策定時点のガイドラインを適用するか明確にしていただきたい。 理由)仮に実施直前にERABガイドラインの改定があった場合、TSOによって考え方が異なり、システム開発に支障が発生しうる。基本的には、募集要項策定時点で最新のガイドラインを適用することとしていただきたい。	ERABガイドラインについて、契約時点で取り決めがない場合は、原則最新版の記載に従うこととしております。
32	電源 I ′募集要網	P16	第3章 用語の定義 3. (6) DR、(7)アグリゲータ	[意見] 「需要者側で消費電力量を調整することにより、需給バランスを保つ仕組みをいいます。」「複数のDR可能な需要家を集約し、それらを統合的に制御することにより、当社に調整力を提供する事業者をいいます」とあるが、ネガフットとボジワットの評価を統一すれば、普段逆潮をしているサイトにて、負荷調整によりネガワットを創出し、逆潮量を増加させることが出来る需要家の参入につながるのではないか。 ※令和2年3月19日に開催された第11回ERAB検討会にて、ネガワットとポジワットの双方をアグリゲートするケースの評価を議論し、2022年4月より運用開始を目指すと議論がされているという認識	常時逆潮流しているリソー人にてホジノットとして心札いただき、その地点の負荷を制御することにより逆潮流量を 増加させるという仕組みは現在も否定されておりません。
33	電源 I '募集要綱	P19	第5章 募集概要 1. (3) 対象設備等 イ	【質問】 共同受電を実施する需要家が 所有する設備 は「当社または東北電力の系統に連系する設備」に該当するという認識でよいか。	共同受電による需要家であっても、電源 I '契約の契約設備としてご参加いただくことは可能です。但し、適切 に調整電力を特定することが可能な設備形態である等の要件を満たしていることが必要です。
34	電源 I ′募集要網	P20	第5章 募集概要 1. (5)入札単位 イ	【意見】 「入札は、原則として発電機等を特定し、容量単位で実施していただきます。ただし、DRを実施可能な需要者を集約し、各需要者の需要抑制を実施することにより、電力の供出を行なう場合は、複数の需要者をまとめて 1 入札単位といたします」とあるが、普段は 系統より受電している需要家が、保安用等のために逆潮出来る容量の自家発を保有している場合、受電ベースラインから需要削減分と逆潮分の電力を足し合わせた容量をDRの容量とみなすことが出来るのではないか。 例:構内負荷が1,500kWであり、1,000kWの自家発を2台保有しており、普段は1台のみ稼働しているような顧客を想定。普段は系統から500kW受電しているが、遊休自家発を活用すると、500kWの逆潮が可能である。このような需要家は、系統に逆潮流するため、現状では発電機とみなされるが、最低入札容量を満足しないため、活用することが出来ない。 ※令和2年3月19日に開催された第11回ERAB検討会にて、需要抑制量と逆潮流の制御量評価方法を議論され、2022年4月より連用開始を目指すと議論がされているという認識	電源 I は「原則としてユニットを特定した上で、容量単位による応札を受け付ける」の記載に基づき、需要削減分の供出と発電による供出を区分して応札してください。 なお、同一地点におけるネガワット・ボジワットの混在、ネガワット・ボジワットのアグリゲートに関しては、ERAB

2020年度(2021年度活用分)調整力調達に係る意見募集の回答について

2020年度(2021年度活用分)調整力調達に係る意見募集の回答について						
	要綱		該当箇所	ご意見・お問い合わせ・理由	当社からの回答	
35	電源I'厳気象対応調整力 募集要綱(案)	P22	(5)入札単位 ホ	(原案) 電源1'厳気象対応調整力契約を締結する契約設備を用いて、電源1'厳気象対応調整力提供期間に設備容量から電源1'厳気象対応調整力契約電力を除いた容量を需給調整市場に入札することはできません。※当該取り扱いについては、関係箇所と調整の上、検討を進めていきます。 (質問) 電源1'の契約設備でなければ、同一受電地点から需給調整市場に入札することは可能でしょうか?	設備状況により入札可否が異なるため、個別に協議させていただきます。	
36	電源II 厳気象対応調整力 募集要網(案)	P39	運用条件に関わる事項	(原案)※提供期間における計画停止はできません。 (要望) 提供期間において、定期点検や補修作業以外のやむを得ない理由(例えば事業所や工場で予め定められている夏期 休暇など)での計画停止の可能性はある為、提供期間における計画停止に対するペナルティを明記して頂けないでしょうか?	平日時間において、契約者の設備トラブルや定検等、当社の責とならない事由で、電源 I '厳気象対応調整カの一部でも当社に提供できなくなった日は、原則として停止割戻料金の算定に用いる停止日数といたします。 なお、当該日に当社からの発動指令があり、契約電力が供出できない場合は契約電力未達時割戻料金の対象になります。	
37	電源I' 厳気象対応調整力の 提供に関する契約書【DR 用】(ひな型) (案)		(停止計画) 第9条	(質問) 厳気象発生月における計画停止については、(停止割戻料金)第17条に基づいてペナルティの支払いとなると理解で宜しいでしょうか?	平日時間において、契約者の設備トラブルや定検等、当社の責とならない事由で、電源 I '厳気象対応調整カの一部でも当社に提供できなくなった日は、原則として停止割戻料金の算定に用いる停止日数といたします。	
38	電源I' 端境期における調整 力の提供に関する覚書【DR 用】(ひな型)(案)		(料金等の支払い) 第17条	(質問) 端境期における調整力の提供に関しては、事前に甲から乙へ通告した提供可能な電力(量)を提供できなかった場合(未達時)でも、割戻料金の対象外という理解で宜しいでしょうか?	平日時間以外の時間において供出を要請する際は、原則として契約電力未達時割戻料金の発動回数および ベナルティの対象外といたしますが、協議の上決定させていただきます。	
39	電源I' 端境期における調整 力の提供に関する覚書【DR 用】(ひな型) (案)		全般	(質問) 従来から、厳気象発生月以外でもTSO要請があれば可能な範囲で対応する事となっていましたが、来年度から特に端境期の覚書 を別途締結する意図は何でしょうか?	入札時の容量価格につきまして、募集要綱に定める提供時間(※)において、弊社からの指令を受け、契約電源から厳気象対応調整力を確実に提供いただくために要する費用を対象とすることを明確化しております。 ※ 提供期間(厳気象月)の平日9時~20時	